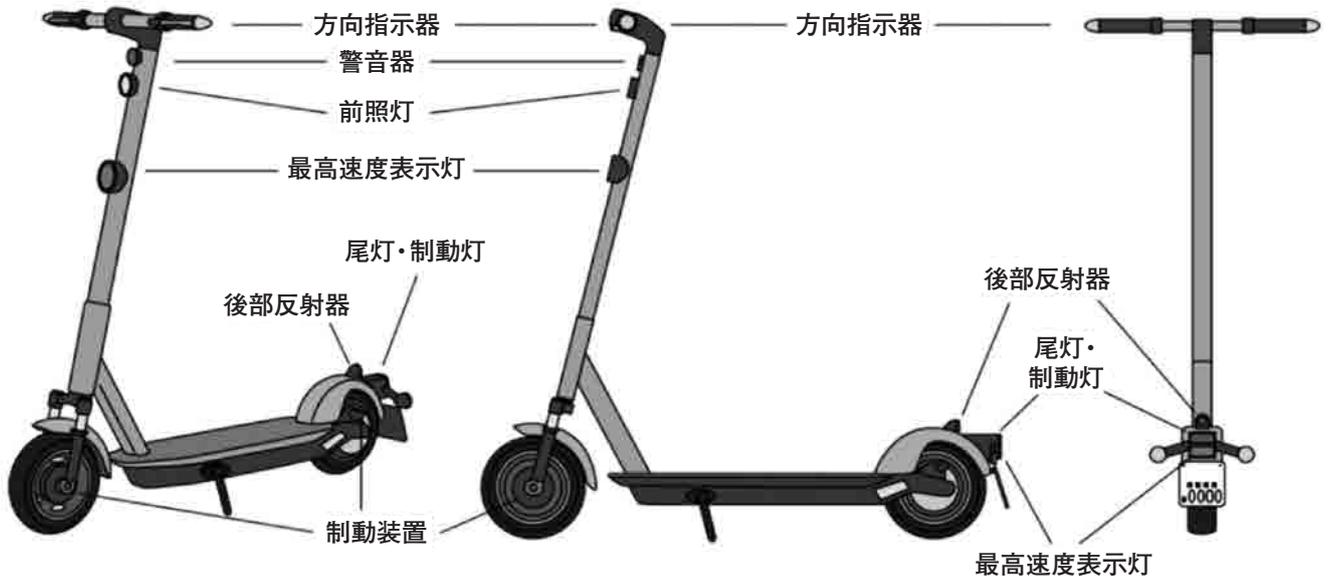


電動キックボードの保安基準について

以下の項目について、保安基準を満たしている必要があります。



右のシールが貼付されていれば保安基準を満たしています。

出典

●国土交通省ウェブサイト

(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001579525.pdf>)

●政府広報オンライン「電動キックボードに関する交通ルールを確認しましょう」

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202306/2.html>)

を加工して使用



そのほか注意事項など



安全に利用するため交通ルールを守りましょう！

信号を守る、一時停止場所では必ず止まって安全確認を！

飲酒運転やスマートフォンを使用しながらの運転は絶対禁止！



車道通行が原則、
車道の左端を通行！

特例特定小型原動機付自転車注は

「普通自転車通行可」の標識(※右図)

がある歩道を通行することができます。



注「特例特定小型原動機付自転車」とは、
次の要件を満たすものです。

- 最高速度表示灯を点滅させている。
- 時速6kmを超える速度を出せない。
- 側車を付けていない。
- ブレーキが容易に操作できる位置にある。
- 鋭い突出部がない。

■くらしネットkochi編集・発行者

高知県文化生活スポーツ部 県民生活課

■安全安心まちづくりニュース編集・発行者

高知県安全安心まちづくり推進会議



■問い合わせ先

高知県文化生活スポーツ部 県民生活課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088-823-9653(くらしネットkochi) FAX 088-823-9879

088-823-9319(安全安心まちづくり)

E-mail:141601@ken.pref.kochi.lg.jp